

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

県単治山事業実施要綱

（目的）

第一条 この要綱は、県単独事業による小規模荒廃地復旧事業（以下「県単治山事業」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の範囲）

第二条 県単治山事業は、別表の採択基準に該当するものについて採択する。

（事業実施の申請）

第三条 県単治山事業は、市町村長の申請に基づいて行なうものとする。

- 2 前項の規定により申請しようとする市町村長は、県単治山事業施行申請書（様式第一号）に、県単治山事業を実施しようとする土地の所有者及びその土地について権利を有する者の土地使用承諾書（様式第二号）を添えて、知事に提出するものとする。
- （事業実施の決定）

第四条 知事は、前項に規定する申請を受理したときは、

鳥取県告示第六百二号

県単治山事業実施要綱を次のように定める。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県厚生部長 鈴木晃

事業実施の諾否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(施設の帰属)

第五条 この要綱によつて施行された事業により設けられた工作物及び植栽木等は、その土地の所有者又はその土地について権利を有する者に帰属するものとする。(土地所有者等の義務)

第六条 前項の工作物及び植栽木について、その土地の

所有者又はその土地について権利を有する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 工作物又は植栽木の保護管理
 - 二 火災の予防又は消防
 - 三 盗伐、誤伐、侵墾その他加害行為の予防又は防止
 - 四 有害鳥獣の駆除
- 二 知事は、前各号の実施に關し、必要と認めたときは、その方法等を指示することができる。

(報告の義務)

第七条 県単治山事業の施行により設けられた工作物及

び植栽木等が、災害その他によつて破損されたときは、市町村長は、その旨をすみやかに知事に報告しなければならない。

(提出書類の経由等)

第八条 この要綱によつて知事に提出する書類は、その地域を管理する地方農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十七年度から適用する。

別表 県単治山事業採択基準

一 県単治山事業は、国庫補助の対象とならない荒廃地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事(以下「小規模荒廃地復旧工事」という。)並びに治山施設の災害復旧工事及び維持工事(以下「治山施設災害復旧工事」という。)であつて、公共の利益の保護、林業生産基盤の確保及び民生安定の見地から必要と認められるもののうち、次の各号の一に該当するものについて採択する。

- (1) 小規模荒廃地復旧工事
- 一箇所の工事費が十萬円以上八十万円未満であつて、次の(イ)から(ト)までのいずれかに該当するもの。
- (イ) 鉄道、道路若しくはその附帯施設に被害を与える、又は与えると認められるもの。
- (ロ) 官公署、学校、病院等公共施設又は重要産業施設等に被害を与える、又は与えると認められるもの。
- (ハ) 重要な溜池、用排水施設又は河川施設に直接被害を与える、又は与えると認められるもの。

- (1) 人家二戸以上に直接被害を与える、又は与えると認められるもの
- (イ) 農地二、〇ヘクタール以上に直接被害を与える、又は与えると認められるもの(農地二、〇ヘクタール以下であつても当該地域に存在する人家に与える被害を考慮し、それが農地二、〇ヘクタール以上に相当すると認められるものを含む。)

- (ハ) 国庫補助事業に関連して行なう工事
- (イ) その他知事が必要と認めるもの

鳥取県知事 謹申候

鳥取県 県単治山事業施行申請書

年 月 日

印

印

印

印

- (2) 治山施設災害復旧工事
- 県の維持管理に係る既設治山工作物の災害復旧工事及び維持工事で一箇所の工事が十五万円未満のもの
- 二 次の各号の一に該当するものは採択しない。
- (1) 森林經營上の不当行為に起因するもの
- (2) 土石等の採取に起因する山地の荒廃で、その復旧が当然原因者の責と認められるもの
- ただし、(1)及び(2)で原因者と被害者との話合いが不調の場合は、その状況、経過等を勘案して採択することができる。
- (3) 復旧工事費に比し、経済効果の小なるもの
- (4) あきらかに他事業で維持管理する必要のあるもの

00658

(第3種郵便物)
記

4

昭和37年11月9日 金曜日 鳥取県報公第3376号

00659

(第3種郵便物)
記

昭和37年11月9日 金曜日 鳥取県報公第3376号

下記の箇所について県単治山事業を施行していただき
たく土地使用承諾書を添えて申請します。

より土地を使用されることを承諾します。
年 月 日

土地所有者(又は権利者) 記

1 施行箇所 郡市町大字 宅

2 面 積 ha

3 土地所有者 郡市町大字 氏名

鳥取県知事 記

4 施行理由

様式第二号 土地使用承諾書

1 使用期間は県単治山事業施行期間とする。

2 事業の施行については、できるだけ協力し妨げと
なるような行為はしない。

3 事業の施行に必要な土地の形質の変更、立木の伐

採、採取等に異議がない。

4 事業の施行により工作物を設けられることに異議
がない。

5 事業の施行地に対する所有権、地上権、その他土

地に附隨する権利を売却又は譲渡する場合は、前号
を買受人に承継させる。

昭和37年11月9日 前記の土地について県単治山事業施行のため、下記に

鳥取県告示第六百四十一号

次の土地は、昭和三十七年十一月九日から公用を廃止
した。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃

所 地 目 面 積

東伯郡泊村字屋敷七四七番地先 道路敷

二一、二八平 方メートル

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃

鳥取県告示第六百五十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつ
てひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭
和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基いて、
鶏の所有者に対して検査を受けることを命ぜる。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃

鳥取県告示第六百四十九号

食糧管理法施行規則(昭和三十二年農林省令第百三十一号)

第三条第一項の規定に基いて、昭和三十七年産の政府に
売り渡すべき米穀の売り渡し時期を次のように定めたの
で、同条第三項の規定に基いて告示する。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県厚生部長 鈴木晃

別表 ひな白痢検査
実施期日 実施区域 実施場所
十一月十九日 東伯町八橋 近藤種鶏場

00661

(第3種郵便物)
(認可)

昭和37年11月9日 金曜日 鳥取県公報 第3376号

00663

(第3種郵便物)
(認可)

昭和37年11月9日 金曜日 鳥取県公報 第3376号

6

二十六日	漆原 正	若桜町中原 永原真一郎	若桜町中原 永原真一郎	二十七日	船岡町下野 林 宏茂	郡家町市場 川原 芳平	郡家町大坪 竹内 清	二十八日	八東町下徳丸 森岡弥寿夫	八東町妻波 池田 池本	八頭郡用瀬町安藏 大栄町西高尾 関金町泰久寺	倉吉市上古川 大栄町妻波	二十九日	漆原 正	若桜町中原 永原真一郎	若桜町中原 永原真一郎	三十日	大久保善行 兵治	八東町富枝 山崎 豊秋	八東町妻波 池田 池本	八頭郡用瀬町安藏 大栄町西高尾 関金町泰久寺	倉吉市上古川 大栄町妻波

採用初級試験の合格者を次のとおり公告する。

昭和三十七年十一月九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

一般事務職(A)

受験番号 氏名

公 告

一般事務職(B)

受験番号 氏名

受験番号 氏名

(以上一四人)

一般事務職(B)	受験番号 氏名																			

二十日	藤井 天野	山口	林原豊	尾崎	十七日	川中	谷口 馬藏	加賀田政枝
十九日	郡家町福本	船岡町塩上	八東町日田	船岡町破岩	二十一日	郡家町久能寺	尾崎三男三	
					二十二日	八東町新興寺	小林 寿一	才岡 孝康
					二十三日	河原町中原	永原真一郎	杉原 幸惠
					二十四日	河原町小河内	漆原 修	飯田 清二
					二十五日	漆原 健治	藤田 一彦	小林 肇
					二十六日	長谷川	西田 河本	藤田 錦
					二十七日	山根 日野	米田 牧田	漆原 漢
					二十八日	大栄町西高尾 法方	加賀田清博	漆原 健治
					二十九日	関金町泰久寺 楓下	査 檢 再	

一〇七	沢 洋一	一〇三二	福光 信由
一八五	佃 洋一	一〇一六	古井 敏彦
二三	岡崎 真	六三	浜本 隆昭
九〇	山本 仁実	一〇七〇	神宮 節男
一〇八四	淀川 博史	一九九	北村 晃
七五	田中 誠	八	山本 晨一
九八	大谷 邦彦	一一一	小林 忠夫
一五九	岸本 著荷	一〇六四	渡 登喜男
一〇七三	奥田 将之	一七三	馬壁聰之介
一三七	福島 浩吉	一〇〇一	田村恵三郎
一〇四七	安部 邦彦	四二	桜井 勝春
一四二	坪内 弘幸	一〇六九	梅原 洋司
四八	松岡 久男	一三〇	東田 力松
一六八	高橋潤一郎	一〇一七	森田 繁
		(以上四八人)	島川 正文

鳥取県内訓甲第五号			
内 訓 甲			
受験番号	氏名	地 方	甲 類 附 屬 機 関
農業土木職	氏名	農業土木職	氏名
受験番号	氏名	受験番号	氏名
一七	松尾 正成	一七	松尾 正成
一六	田中 春行	一六	田中 春行
二四	浦島 芳雄	一五	清水 黙
		(以上五人)	
鳥取県厚生部長 鈴木晃	鳥取県知事職務代理者	鳥取県給与集中事務取扱規程の一部を次のように改正し、昭和三十七年十月一日から適用する。	第十五条第二項中「集中経理係長」を「給与経理室長」に改める。
発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目	地 方	甲 類 附 屬 機 関	鳥取県
印刷者 鳥取県鳥取市栗谷町	鳥取県	鳥取県	鳥取県
[定価] 一部月額二五〇円(郵送料共)	鳥取県	鳥取県	鳥取県
一所	一所	一所	一所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷者 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価] 一部月額二五〇円(郵送料共)
一所